

高速ツアーバス等の交替運転者の配置基準が策定されました。

愛媛労働局労働基準部監督課

今般、国土交通省において、高速ツアーバス及び会員制高速バスの運転者の過労運転防止のため、旅客自動車運送事業運輸規則の関係通達が改正され、新たに「高速ツアーバス及び会員制高速バスの夜間運行における交替運転者の配置基準（以下「配置基準」という。）」が策定され、平成24年7月20日から運用されています。

配置基準を遵守することは、バス運転者の労働条件の向上にも資するものと考えられますことから、次の事項に留意されるようお知らせします。

◆ 配置基準の適用対象及び内容等

（1）配置基準の適用対象

- ① 高速ツアーバス（高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう。）
- ② 会員制高速バス（会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バスをいう。）

（2）配置基準の内容

高速ツアーバス等の夜間運行（※1）において、一運行当たり、以下の運行距離又は乗務時間を超える場合は、交替運転者を必要とするものであること。

- ① 事業者が特別な安全措置を実施せず、その内容について公表していない場合であって、実車距離（※2）が400kmを越える場合
- ② 事業者が特別な安全措置を実施し、その内容について公表している場合であって、実車距離が500kmを越える場合
- ③ 1人の運転者の乗務時間（※3）が10時間を越える場合

※1 運行開始時刻又は終了時刻が、深夜2時から早朝4時までのいずれかに入るか、又は運行時間帯が当該時間をまたぐ運行

※2 利用者の乗車の有無にかかわらず、旅行業者が、利用者が乗車可能な区間として設定した起点から終点までの距離

※3 当該運行の出庫から入庫までの時間

なお、国土交通省における配置基準のお知らせは、同省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html)をご参照ください。